

付議案第18号

福岡市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和4年3月28日

福岡市教育委員会
教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市立小学校、中学校、高等学校における「その他の教材」に、教育用デジタルコンテンツを追加することに伴い、福岡市立小・中学校管理規則及び福岡市立高等学校管理規則の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則

(福岡市立小・中学校管理規則の一部改正)

第1条 福岡市立小・中学校管理規則（昭和33年福岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「掲げるもの以外で学校」を「掲げるもののほか、学校」に、「又は印刷物」を「若しくは印刷物又は教育用デジタルコンテンツ（電子化された文章、音楽、画像、映像その他の情報で構成されたものをいう。）」に改める。

第14条第1項及び第2項中「行なう」を「行う」に改める。

(福岡市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 福岡市立高等学校管理規則（昭和33年福岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「掲げるもの以外で学校」を「掲げるもののほか、学校」に改め、「出版物」の次に「又は教育用デジタルコンテンツ（電子化された文章、音楽、画像、映像その他の情報で構成されたものをいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条（略） （教材の定義）</p> <p>第13条 この規則で「教材」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)</p> <p>(2) 教科書の発行されていない教科のために主たる教材として使用する図書(以下「準教科書」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外で<u>学校の教育活動のために使用する出版物又は印刷物</u>(以下「その他の教材」という。)</p> <p>（教材の選定）</p> <p>第14条 小学校及び中学校で使用する教科書の採択は、校長の意見を聞き、福岡市教科用図書調査研究委員会に諮問して、<u>教育委員会が行なう</u>。</p> <p>2 教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が<u>行なう</u>。</p>	<p>第1条～第12条（略） （教材の定義）</p> <p>第13条 この規則で「教材」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)</p> <p>(2) 教科書の発行されていない教科のために主たる教材として使用する図書(以下「準教科書」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>学校の教育活動のために使用する出版物若しくは印刷物又は教育用デジタルコンテンツ（電子化された文章、音楽、画像、映像その他の情報で構成されたものをいう。）</u>(以下「その他の教材」という。)</p> <p>（教材の選定）</p> <p>第14条 小学校及び中学校で使用する教科書の採択は、校長の意見を聞き、福岡市教科用図書調査研究委員会に諮問して、<u>教育委員会が行う</u>。</p> <p>2 教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が<u>行う</u>。</p>

福岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条（略） （教材の定義）</p> <p>第6条 この規則で「教材」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)</p> <p>(2) 教科書の発行されていない教科又は科目のために使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外で<u>学校の教育活動のために使用する出版物</u>(以下「その他の教材」という。)</p>	<p>第1条～第5条（略） （教材の定義）</p> <p>第6条この規則で「教材」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)</p> <p>(2) 教科書の発行されていない教科又は科目のために使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>学校の教育活動のために使用する出版物又は教育用デジタルコンテンツ（電子化された文章、音楽、画像、映像その他の情報で構成されたものをいう。）</u>(以下「その他の教材」という。)</p>

議案第18号 福岡市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則案

1 改正の理由

現在、福岡市立小学校、中学校、高等学校における「その他の教材」は、教科書・準教科書以外で学校の教育活動のために使用する出版物又は印刷物という取扱いである。

近年、GIGAスクール構想に伴う一人一台端末の配付や、デジタル教材の普及により、より高い教育効果を求めてデジタル教材の活用を検討する学校が増えてきていることから、「その他教材」の定義を見直し、福岡市立小・中学校管理規則及び福岡市立高等学校管理規則の一部を改正するもの。

2 改正の内容

「その他の教材」に教育用デジタルコンテンツを加えるもの。

3 施行期日

令和4年4月1日